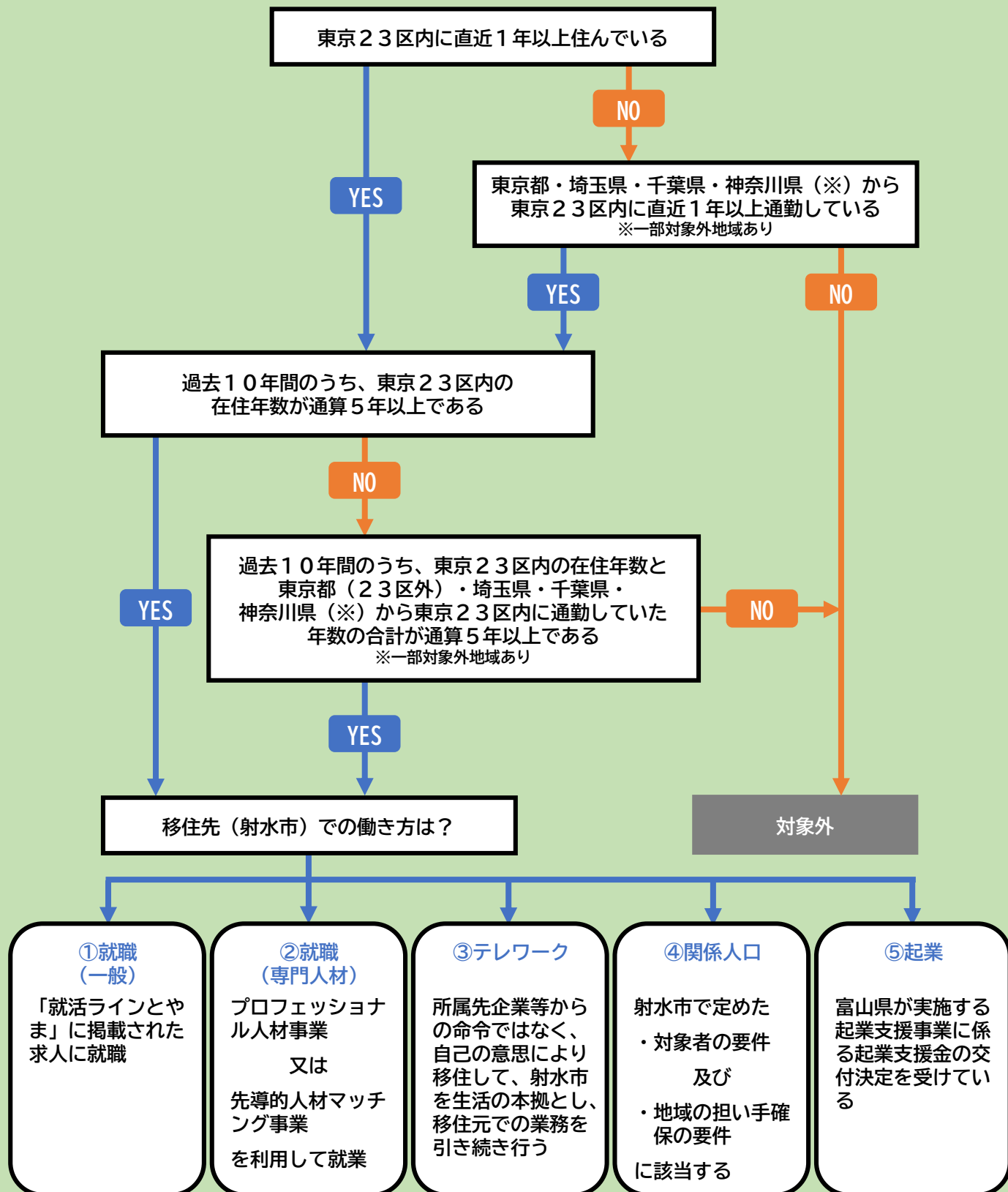


移住支援金対象確認フローチャート



※対象外地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、
大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

詳しくは次のページでご確認ください

移住後の働き方の要件

①就職（一般）

全てに該当すること

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 就業先が、「就活ラインとやま」に掲載している求人であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 当該求人に係る応募日が、移住支援金の対象として「就活ラインとやま」に掲載された日以降であること。
- 申請日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

②就職（専門人材）

全てに該当すること

- プロフェッショナル人材事業、又は、先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 当該就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③テレワーク

全てに該当すること

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住であること。
- 射水市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 恒常的に通勤しないことを原則とし、射水市で週20時間以上テレワークにより勤務すること。
- 所属先企業等から国の交付金による資金提供されていないこと。

④関係人口

- (1) のいずれかに該当し、かつ、
- (2) いずれかに該当すること

(1) 対象者の要件

- 射水市が実施する移住定住促進事業（移住体験ツアーや交流会イベントへの参加、移住相談窓口の利用等）を通じて移住した者であること。
- 転入日以前の直近1年間の内に通算5日以上、市内の事業所での就業体験等を行った者であること。
- 直近3年間のうち、2回以上、地域づくり団体や地域の自治会等が主催する市内での滞在を伴う事業等（地域の行事、イベント、仕事への従事等）に参加している者であること。ただし、参加が確認できる事業のみを対象とし、観光目的の不特定多数が参加する事業は対象としない。
- 射水市へ住民票を異動した時点において本人又は配偶者が1年以上市内に住宅を所有している又は1年以上市内に賃貸住宅を借りている者であること。
- 射水市へ住民票を異動した日以前に射水市に10年以上居住していた者であること。

(2) 地域の担い手確保の要件

- 農林水産業に就業すること。
- 介護、保育、運輸、建設、寿司職人など地域に必要な業種等に就業すること。
- 射水市内で起業等を行い、地域課題の解決に資する事業を行うこと。

⑤起業

全てに該当すること

- 富山県が県実施要領の規定により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- 申請日が、交付決定を受けてから1年以内であること。

申請される場合は、事前にご相談ください。